

平成 25 年第 1 回定例会 総務政策常任委員会

平成 25 年 3 月 22 日

谷口委員

先ほど総務大臣の同意のお話が出ております。条例の制定の経緯は総務大臣の同意を得て、なおかつ総務大臣は審議会を開いて、又財務大臣にも通知をしてという、きちんと手続を経て、国からの同意を得て制定したわけでありますが、その中で先ほどから議論しております総務大臣の同意を得たことが、法律との関係で全く支障がないかということ、そうでもないということでもありましたが、今回の判決を読ませていただくと少し長くなりますが、地方税法第 259 条以下が定める総務大臣の同意制度は、不同意事由の内容や規定振りからして、少なくとも主として、政策的観点からのコントロールを意図しているものであることは疑いがないであろう。仮に条例の法律適合性の審査をも含むとしても、法律適合性全般をカバーするものとは解し難く、また、その審査結果が司法による条例の法律適合性の判断に対して、何らの拘束力も有するものではないことは言うまでもない。少し分かりづらいですが、これを読むと、非常に厳しい断定的な言い方をされていますが、そうすると総務大臣の同意を得たからといって、条例制定後訴えられる、訴訟を起こされる可能性というのはあったかと思うんですが、その辺について制定時の御認識というか、それをまずお伺いしておきたいと思います。

税制企画課長

法定外税の同意制であります。正に平成 12 年度に導入されたということですので、同意制になってから、私どもが最初の法定外税だというふうに承知をしております。したがって、同意、不同意の要件の位置付けというのは、私どもとしてはきちんと地方税法に定められているものでありますから、そういったきちんとしたプロセスにのっとってやることについて、私どもとしては何ら疑いを持っていないと言いは変かもしれませんが、当然のことながら法の規定に従った手続で想定したものですので、それが適合うんぬんには全く影響ないという認識はありませんでした。

谷口委員

そうすると、今回の手続を見ているときちんと進めているわけであるし、これで訴訟が起こされるということはちょっと想定しづらいと思うんですが、そうすると地方税法の同意制度の中身に不備があるのではないかと思わざるを得ないんですが、その点についてはいかがでしょうか。

税制企画課長

ただいま委員から御指摘ありましたとおり、こうした地方税法に定められた手続、プロセスを踏んでやったものについて、法の適合性うんぬんについては全然影響がないんだということになりますと、私ども何をよりどころにしてやっていけばいいのか、これは非常に私ども不安になってくるのは間違いありません。

したがって、やはり課税自主権の活用、私どもだけではなくて他の地方団

体も含めて、もう積極的な活用というのは難しいのかというふうに考えています。したがって、法定外で課税自主権を活用するために、今も不同意要件ということでの仕組みだとしても、きちんとした位置付けをしていく必要があるのかというふうに考えております。

谷口委員

私も正にそのとおりだと思うんです。この判決が出たことによって、自主的に税を課す課税自主権の行使というのが、やっぱり怖くて、どこの自治体もできなくなってしまうだろうというふうに思います。そういう意味で、国に対してその辺の不備をきちんと整備をしていくということを求めていかなければいけないと思います。

少し観点が変わりますが、今回、臨時特例企業税を課していた間の交付税の措置というのは、どういう算定になったのか。この分が交付税の算定から引かれていたのかどうか、その辺を確認させてください。

資金調査課長

交付税の算定に当たりましては、財政規模を基準といたしますので、例えば超過課税みたいなものは、除かれます。これは基準財政収入額からも除かれていると、このように認識しています。

谷口委員

もう一度、この課税はイエスか、ノーかで答えてください。

資金調査課長

基準財政収入額には含まれておりません。

谷口委員

そうすると、交付税には、これがあつたとしても、仮になかったとしても影響はなかったということですか。

資金調査課長

基準財政収入額の方に算入されますと、交付税が減になるということですので、算入されておりません。交付税には、私どもにとっては収入が増になるという効果があります。

谷口委員

これで交付税が減らされていたということではないということですね。分かりました。

ただ一方で、先ほど総務大臣の同意を得たからといっても、国に対して、総務大臣に対して責任を問うのは難しいだろうというお話などもありました。ただ、やはり総務大臣が同意をして、神奈川県としても進めていた。徴収した税については、それは今回最高裁判所の判決が出たので、480億円については還付する、返すということはやるべきだろうと思うんですが、利息分が恐らく635億円から引くと155億円になると思いますが、後々の、例えば交付税措置の工夫も含めて、何らかの要望というかそういうものを国に対して求めるべきだと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

資金調査課長

交付税措置につきましては、ただいま申し上げたように基準財政需要額と収入額の差で、なくなれば上がりますが、返還金の部分につきましては、標準的な基準財政需要とは言えませんので、普通交付税で措置されるものではないというふうには認識しております。

しかし、平成 25 年度当初予算を組むに当たりまして、実質的に 300 億円の財源不足を抱えたままにスタートしているという部分、そういったものとともに、こういった臨時特例企業税の今起こっているという部分につきましては、私ども総務省に行くたびにきちんと説明をさせていただいております。そういった中で、神奈川県は大変厳しい状況にあるという部分につきましては、総務省に事あるごとに説明していますし、今後もそういう機会を捉えて説明に参りたいというふうに考えています。

谷口委員

是非、責任うんぬんということは置いておいて、今回の厳しい判決で、財政状況が厳しい上に更に厳しくなっていることをしっかり説明しながら、是非折衝を進めてほしいと思います。

少し細かな点に入りたいと思うんですが、今回、いすゞ自動車以外の 1,700 社について返還していくということなんですが、1,700 社の中には、もしかしたら解散をしたり、若しくは破産をしてしまった社もあるかと思うんですが、それがどれくらいあって、そこについてはどういうふうにするのかお伺いします。

税制企画課長

臨時特例企業税、創設から 10 年超えたところですので、このところ企業の合併ですとか分割ですとか、様々ありまして、確かにそういう法人はあります。正確な数字は持っておりませんが、今、私ども把握している状況で申し上げますと 1,700 社のうち、おおむね 300 社程度は合併ですとか解散ですとか、そういったものがある状況です。

合併した場合あるいは分割したというような場合につきましては、当然その権利等を引き継いだ合併法人、分割法人なりの方にお返ししていくということです。それから、もう既に解散をしてしまった、あるいは破産手続というようなこととなりますと、これは清算人あるいは破産管財人に対して御通知申し上げてお返ししていくという予定です。

谷口委員

そうすると基本的には解散や破産しているところについてもお返しするということですので、全体で予定している総額が大幅に少なくなるということは想定しづらいということでしょうか。

税制企画課長

私ども、1,700 社の法人、既に県内の事業所を閉鎖されているという法人もありますが、きちんと今の状況を追跡して確認した上で、できるだけ 1 日も早くお返ししたいというふうに考えております。

谷口委員

最高裁判所の判決でありますので、そこは丁寧にしっかりとお願いしたいと思います。

最後に、先ほどもお話に出ていましたが、財政調整基金についてお伺いしますが、今現在、残額は幾らあって、今回の 635 億円と幾ら残るのか確認したいと思います。

資金調査課長

平成 24 年度末で約 64 億円の残という形になります。

谷口委員

今回 635 億円を引くと 64 億円と一気に減ってしまって、平成 25 年度の財政運営もかなり綱渡りというか、もし何かあったときのことを考えると、非常に不安になるわけですが、参考に過去財政調整基金の残額がそれぞれ年度末でどのくらいあったのか、教えてください。

資金調査課長

財政調整基金の残高の推移ですが、平成 4 年度には約 280 億円の残高がありました。

しかしながら、その後、バブル経済の崩壊など厳しい財政環境の中で、必要な施策事業を実施するために、平成 11 年度までには全額を取り崩しまして、平成 12 年度には枯渇してゼロになったというところから、平成 13 年度から決算黒字の 2 分の 1 以上を毎年積むというふうにいたしまして、大体毎年 20 億円から 30 億円程度の積立てを実施してきているところです。

谷口委員

そうすると、平成 13 年度以降は 20 億円から 30 億円を積み増しているということは、20 億円から 40 億円になり、60 億円になりという、少しずつ増えてきているという理解でいいですか。

資金調査課長

平成 13 年度には 20 億円の積み増しがありますが、平成 14 年度にも 16 億円ほど積んだんですが、取り崩しも行ったりしております。財政需要があればその都度調整基金ですので取り崩しを行うということになります。

直近の部分で申し上げますと、平成 20 年度の残額が 149 億円、平成 21 年度が 171 億円、平成 22 年度が 415 億円、平成 23 年度が若干下がりますが 383 億円と、このような推移です。

谷口委員

過去の平成 10 年度代は比較的少ない額で何とか乗り越えてきた。平成 20 年度代に入ってから、100 億円を超え、400 億円、300 億円ということで、今回 60 億円になるという非常に不安な状態になるわけですが、既に 200 億円の財源不足を抱えている中で、来年度、本当に財政運営は大丈夫なのか確認させてください。

予算調整課長

確かに、私どもこの訴訟に勝訴すれば、この 700 億円、財政調整基金として積

めたわけですが、場合によっては、それを原資に今般の企業庁の借入れの100億円、あるいは退職手当の計上留保をした200億円、これを充当して、更に堅実な財政運営に努めていきつつ、財政の安定化、これも図っていけるというふうなことを考えたわけですが、それが現在かなわない状況になったということでした、私どもとしても非常に苦しいというのが、率直な感想です。

現段階で直ちにこれに対応する妙手なりをお示しすることはかないませんが、今後はより一層財源確保対策ですとか、政策事業の見直しに力を注いでいく。また効率的な予算執行、これを一層庁内に徹底していく。こういった堅実な財政運営を進めることによりまして、何とかこの厳しい状況を乗り越えていきたいというふうに考えているところです。

谷口委員

それで、もし仮に不測の事態のようなことが起こった場合は、どういう対応をとるのか、確認させてください。

予算調整課長

不測の事態が起こったときの時期ですとか、あるいは規模にもよりますが、例えば年度途中である程度既存の財源で対応できるような規模であれば、年度末までその対応を待ちまして、年度末にできるだけ地方債が充当できる部分について、地方債を充当するような格好で、一般財源をできるだけ減らしていくというような方法も一つ考えられると思います。その結果、今度は公債費が増えるということにもなりますし、現在、お示ししているような公債管理目標の設定、これについても一歩足踏みするようなことにもなりかねませんが、そういった対応も考えられるのかと思うところです。

谷口委員

とにかく、最初の方から申し上げていますが、今回の地方税法の絡みについては是非国に対して言うべきことはしっかりとっていただきたいということと、財源については、景気も上向いてきましたので、絞ることも大事ですが、効率化という意味ではしっかりと絞っていただいてよいですが、県としてやるべきことはしっかりと守って、その上で税収を増やしていく、今の景気が良くなりつつある流れをしっかりと実際に税収のアップにつなげていく、そのことをしっかりと取り組むようお願いをしておきたいと思います。